債務保証見返																
オフバランス取引（債務の保証）																
株式等																
預金																
債券貸借取引支払証拠金																
買入手形																
買入金銭債権																
商品有価証券																
金銭の信託																
社債等																
外国為替																
その他の信用事業資産																㈠／［A］＝＿＿＞25%
オフバランス取引（コミットメント等）																㈡／［B］＝＿＿＞25%
派生商品取引																㈢／［A］＝＿＿＞25%
オフバランス取引（証券化）																㈣／［B］＝＿＿＞25%
計			㈠												㈢	

（記載上の注意）

1　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成５年大蔵省・農林水産省令第１号）第16条各項に規定する貸借対照表の勘定に計上されるもの並びに同条第２項及び第４項の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものの区分ごとに額を記入すること。

2　同一人自身への信用供与等先ごとに、㈠与信・受信各単体、㈡与信単体・受信合算、㈢与信合算・受信単体、㈣与信合算・受信合算のそれぞれの合計額を［A］組合単体自己資本額及び［B］連結自己資本額で除した数（%）を右端の各式に記入し、いずれか１つでも与信供与等限度額を超えるものについて提出すること。

3　本様式において、「与信側の合算信用供与等総額」の記入欄のうち「組合の子法人等の信用供与等［名称］」又は「組合の関連法人等の信用供与等［名称］」の欄が不足する場合には、新たに欄を追加して記入すること。

4　本様式において、「左の同一人と特殊の関係にある者（受信合算対象者）への信用供与等」の記入欄のうち「（取引先名）」の欄が不足する場合には、新たに欄を追加して記入すること。